

幼児教育・保育の無償化に関するQA

NO.	質問の種類	質問の内容	質問への回答
1	給食費	無償化に伴い、副食材料費が4,500円まで認められることを受け、主食材料費を3,000円まで値上げしようと検討しています。保護者から了承を得られれば値上げしてもよいのでしょうか。	国は、副食材料費の徴収額について、それぞれの施設において実際に給食の提供に要した費用を勘案して定めるとしたうえで、月額4,500円を目安ととしてしています。実際に要した費用が4,500円に満たない場合においてまで、副食材料費として4,500円を徴収することが認められた訳ではありません。 主食材料費も同様に、実際に給食の提供に要した費用が3,000円に満たない場合には、実際に要した費用を徴収することとなります。 なお、保護者に対しては丁寧な説明を行い、了解を得ていただきますようお願いいたします。
2	給食費	ゴールデンウィークや年末年始、遠足等のお弁当持参日などがある月の給食費の取扱いはどうなりますか。	徴収額は月額を基本とします。 そのため、1年を通じて給食の提供に要した額を12箇月で平均して、月額に設定する等の対応をお願いいたします。（あらかじめ配食準備に計画的に反映させることが可能な場合における減額調整等の対応を否定するものではありません。）
3	給食費	土曜保育を利用する児童と利用しない児童での給食費の設定が困難なため、土曜保育を利用する児童に対しては、弁当持参としてもよいですか。	原則、食事の提供をしてください。 ただし、突発的な土曜保育の利用であり、食事の配食準備に計画的に反映することが不可能な場合は、弁当持参の対応もやむを得ないと考えます。
4	給食費	「土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子ども利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます」とありますが、平日のみの利用者と土曜日の利用者として、例えば2,000円程度の差をつけることは、問題ありませんか。	平日のみ利用（週5日）と恒常的に土曜日も利用（週6日）される方で、食材料費に差があるのであれば、月額の給食費に差を設けることは差支えありません。
5	給食費	「食材料費の滞納のみをもって保育継続の可否を問うことはできません」とありますが、もし滞納が何か月も続いた場合、給食の提供を停止して、滞納者のみ午前中で帰宅していただくことは可能でしょうか。	保育要件を満たして保育認定を受けている以上、保育を提供していただく必要があります。したがって、午前中のみで帰宅していただくことはできません。
6	給食費	価格の変動に応じて、給食費を見直してもよいのでしょうか。例えば、毎年度見直すようなことが認められるのでしょうか。	食材料費は、実際に給食の提供に要した材料費を勘案して決めていただくため、価格の変動に応じて、見直していただいて問題ありません。 なお、保護者負担額を変更する場合は、認可事項及び確認事項変更届を京都市に提出のうえ、保護者に説明してください。

幼児教育・保育の無償化に関するQA

NO.	質問の種類	質問の内容	質問への回答
7	給食費	給食費を何か月も滞納する者が多くてた場合、園の運営に支障をきたすこととなります。その場合は、京都市で滞納費を補償していただけるのでしょうか。	京都市が、給食費の滞納を補償することはありません。
8	給食費	給食費を滞納したまま退園（卒園）した児童の保護者への請求については、京都市で対応していただけるのでしょうか。	給食費については、京都市が所有する債権ではありませんので、法令上、京都市が対応することはできません。
9	認可事項変更届	児童福祉法施行規則の何項を選択すればよいのでしょうか。	保育園、保育所型認定こども園については、第6項を、地域型保育事業所については、第4項を選択してください。 保育園、保育所型認定こども園については、児童福祉法施行規則第37条第5項において、施設所在地・名称の変更を規定し、それ以外の変更は第6項となります。（地域型保育事業所については、児童福祉法施行規則第36条第3項において、施設所在地・名称の変更を規定し、それ以外の変更は第4項となります。）
10	重要事項説明	参考2の保護者宛て通知文はいつから使用できますか。	いつ使用いただいても構いません。
11	重要事項説明	認可事項及び確認事項変更届を京都市に提出すれば、9月13日を待たずに保護者に説明してもよいのでしょうか。	認可事項及び確認事項変更届を提出いただきましたら、收受した旨の連絡をいたします。連絡を受けていただいた後は、9月13日を待たずして、保護者説明を実施していただいても結構です。
12	重要事項説明	重要事項説明は、書面の配布のみでもよいのでしょうか。	保護者の負担額が変わるため、書面での明示とともに、保護者への説明及び同意が必要になります。説明会の開催または個別対応いただきますようお願いいたします。
13	重要事項説明	重要事項説明は、3歳～5歳児の保護者に対してのみ行えばよいのでしょうか。	運営規程及び重要事項説明書の内容が変わる全ての利用者に説明していただく必要があります。 ただし、0歳から2歳児の保護者に対しては書面等の通知を行い、3歳児になられた際に改めて説明するといった対応も想定されます。
14	預かり保育	提供証明書及び領収証の内容を教えてください。	現在、京都市において様式を定めているところです。今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化に関するQA

NO.	質問の種類	質問の内容	質問への回答
15	預かり保育	認定こども園における預かり保育の場合、領収証及び提供証明書を保護者に提供したとしても、保護者がそれらを使用（添付して京都市に請求）することはありません。施設で独自に使用している領収が分かる書類や提供内容が分かる書類に代えることは可能ですか。	法令上、国が定める項目が網羅された領収証及び提供証明書を発行いただく必要があります。 国が定めた項目が網羅されているのであれば、施設独自の書類を活用いただくことは可能ですが、本市における事務処理上、原則、京都市が定める領収証及び提供証明書を使用してください。
16	一時預かり	一時預かり事業の無償化対象者について分かりやすく教えてください。	一時預かり事業を利用する児童で、無償化の対象となる児童は、保育が必要な新2号または新3号（新3号は市民税非課税世帯）認定児童となります。 一時預かり事業には、緊急保育サービスや私的理由による保育サービス等いくつかのサービスがありますが、いずれを利用する場合でも、新2号・新3号認定を受けた児童が無償化の対象となります。 当該児童の保護者に対しては「認定通知書」を発行しますので、「認定通知書」を提示した利用者に領収証及び提供証明書を発行してください（料金は通常通り徴収してください）。
17	一時預かり	一時預かり事業の利用について具体的に教えてください。	現在、本市の事業計画において（本市委託を受けて）一時預かり事業を実施いただいている場合、昼食費等込みで、3歳児以上は日額1,200円、3歳児未満2,100円として設定させていただいています（独自に事業実施いただいている場合は、各施設で利用料等を設定）。 無償化後も、利用者から徴収いただく額に変更はありませんが、領収書及び提供証明書を発行いただく場合、保育料と昼食費等の実費分を分けて記載いただく必要があります。 例えば、3歳児の利用の場合、保育料1,000円、昼食・おやつ代200円、合計1,200円と記載いただきます。 なお、領収証及び提供証明書につきましては、京都市から様式を示させていただきます。 利用者は、領収証及び提供証明書を添付のうえ、京都市に施設等利用給付費の請求をします。その後、利用者が施設等利用給付認定申請時に登録した口座に、京都市から施設等利用給付費を振り込みます。
18	施設等利用給付	認定こども園が独自で実施している教育・保育給付1号認定子どもの預かり保育は、施設等利用給付の対象となりますか。	保育が必要な場合は、対象となります。 教育標準時間を超えて、預かり保育を実施している場合は、施設等利用給付の対象となります。 施設は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請を行ってください。 また、給付の対象となる利用者は、新たに施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）の申請を行っていただく必要があります。

幼児教育・保育の無償化に関するQA

NO.	質問の種類	質問の内容	質問への回答
19	施設等利用給付	教育・保育給付1号認定子どもが、認定こども園の預かり保育において、施設等利用給付を受ける場合は、新認定の申請を行わないといけないですか。	その通りです。 認定こども園1号部分を利用している方が、預かり保育も無償となるためには、施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を新たに受けていただく必要があります。
20	利用時間	今まで、保育標準時間認定を受けた場合、利用できる時間帯は、8.5時間、9時間、9.5時間、10時間、10.5時間、11時間となっていたが、今後は11時間のみとなるのでしょうか。	無償化後の3歳児以上の認定時間は、短時間（8時間）と標準時間（11時間）のみとなります。 ただし、従来の保育利用申込書については、変更いたしませんので、利用者は、希望保育時間の記載欄に希望時間を記入することになります。各施設においては、子ども全員の必要な保育時間を把握し、あらかじめ保育士の勤務体制を決めておく必要があります。そのため、標準時間認定の利用者に対しては、これまでどおり、施設の設定時間内で、8.5時間、9時間、9.5時間、10時間、10.5時間、11時間の利用について、保護者と施設との間で取り決めていただき、重要事項説明書や利用契約書に反映させていただきます。 また、利用時間の変更についても、これまでどおり時間変更届を施設に提出いただき、区役所・支所に送付いただくという事務フローを継続いたします。 ※ 3号認定児童（0～2歳児）については、市民税非課税世帯を除いて、無償化の対象とはなりませんので、認定時間の取扱いについて、変更はありません。 ※ 保護者に保育の必要があり、保護者が保育標準時間の範囲内で保育時間を希望するのであれば、施設は保育を提供する必要があります。保護者と施設との取り決めについては、保護者の就労状況や家庭状況を踏まえて丁寧に話し合ってください（30分単位の保育標準時間に強制力はありません）。
21	その他	無償化後の児童名簿は、いつ送付されるのでしょうか。	無償化が始まる10月の児童名簿は、10月末に送付いたします。 ただし、9月末に、年収360万円未満世帯や同時入所第3子を反映させた9月の児童名簿を送付しますので、副食材料費免除対象児童の確認は無償化前に可能とです。（ただし、ごく一部の世帯においては、税更正等で階層が変更となる場合があります。最終の免除対象者については、10月の名簿で確認してください。）

幼児教育・保育の無償化に関するQA

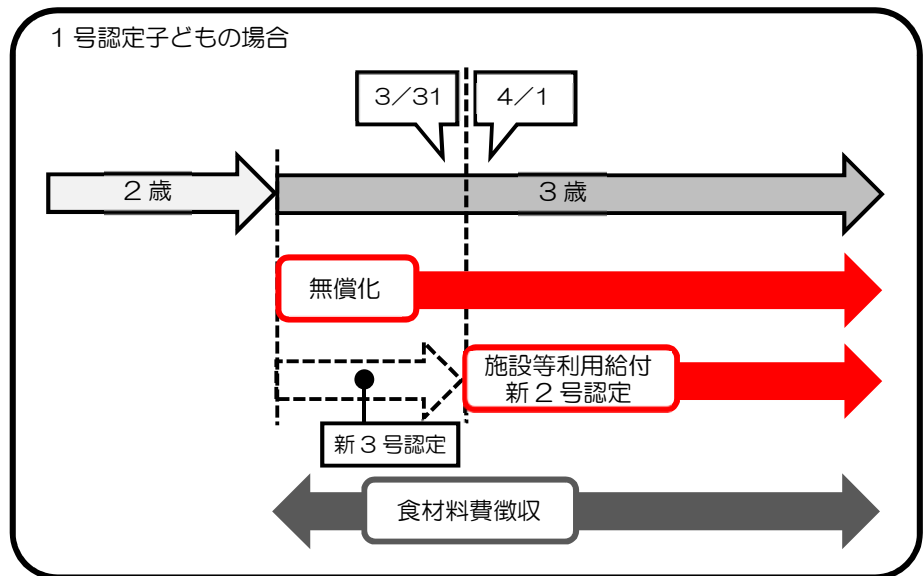
NO.	質問の種類	質問の内容	質問への回答
22	その他	無償化に伴い、京都市外に在住の子どもを受け入れることはできますか。	<p>従来と変わらない取扱いとなります。</p> <p>2・3号認定児童については、京都市の利用調整を受けていただくため、京都市外に在住の方は京都市内の保育園等を利用できません。</p> <p>1号認定児童については、京都市の利用調整を受けず、園と直接契約のため、京都市外在住の方であっても利用はできます。</p> <p>なお、市外在住の1号認定児童が、預かり保育を利用する際に、施設等利用給付を受ける場合は、お住まいの市町村で施設等利用給付認定を受ける必要があります。</p>

令和元年7月
京都市幼保総合支援室

「幼児教育・保育の無償化」と「子どもの年齢」について

1 教育・保育給付1号認定子どもの場合

- (1) 3歳になった日から教育標準時間の保育料が無料となります。
- (2) 預り保育における施設等利用給付の対象となるのは、3歳になってから最初の3月31日を経過した日（4月1日）からとなります（新2号認定）。
- (3) 市民税非課税世帯については、3歳になった日から最初の3月31日までについても、施設等利用給付の対象となります（新3号認定）。



2 教育・保育給付2号認定子どもの場合

- (1) 3歳になってから最初の3月31日を経過した日（4月1日）から保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）の保育料が無料となります。
- (2) 3歳になってから最初の3月31日を経過した日（4月1日）から食材料費が徴収されます。

